

建築基準法第10条第4項において準用される同法第9条第11項の規定に基づき、次の建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、次に掲げる措置を期限までに行うべきこと及び期限までに当該措置が行われなるときは、京都市長が、所有者等の負担において当該措置を行うことを公告します。

平成28年12月26日

京都市長 門川 大作

1 建築物の敷地の所在地

京都市東山区本町16丁目310番地44

2 建築物の用途、構造及び規模等（登記情報による。）

（居宅） 木造瓦葺2階建：50.56平方メートル

（物置） 木造瓦葺平家建：13.22平方メートル

（敷地面積） 74.18平方メートル

3 行うべき措置

当該所在地内にある全ての建築物（基礎を除く。）を除却すること。

4 期限

平成29年1月26日

（都市計画局建築指導部建築安全推進課）